

秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて

秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

地方公務員法第 2 6 条の 6 に基づく配偶者同行休業制度について定めるため、制定するものであります。

秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その申請をした職員の勤務成績その他の事項を考慮したうえで、その職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びにその職員の配偶者がその期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、その申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、その配偶者同行休業を開始した日

から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日におけるその配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）第12条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者がその職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によってその申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、その業務を処理する

ため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、その申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第12条 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号。以下この条において「退職手当条例」という。）第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に勤務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数を、同法第55条の2第1項ただし書きに規定する理由又はこれらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数」とあるのは「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市職員の定数に関する条例の一部改正)

2 秦野市職員の定数に関する条例（昭和30年秦野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和7年秦野市条例第号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することについて

1 条例制定の背景

平成 25 年の人事院の意見申出において、「女性の採用・登用の促進や、男女の仕事と子育て等の両立」の具体策の一つとして、「配偶者の転勤に伴う離職への対応」が掲げられたことを踏まえ、国家公務員について配偶者同行休業制度を創設するための法改正が行われました。

地方公務員についても、国と地方の権衡を図る観点から、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、平成 26 年に地方公務員法が改正され、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度が創設されました。

2 制定の理由

本市においても、生産年齢人口の減少や働き方の多様化などにより職員採用試験の受験者が減少しているほか、早期退職者が増加しており、人材の確保や育成に取り組んでいく必要性がより一層高まっています。

このような中で、能力の高い職員が配偶者の転勤に伴い離職してしまうことを未然に防止するとともに、人材の確保につなげることを目的に、配偶者同行休業制度を創設するものです。

3 条例の内容

(1) 休業の事由

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、その住所又は居所において生活を共にすること。

(2) 休業の申請及び承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、休業を承認することができる。

(3) 休業の期間

3 年以内（その期間の範囲内であれば 1 回の延長可）

(4) 職員の身分等

- ア 職を保有するが、職務に従事せず、給与は支給しない。
- イ 休業している職員は定数外とする。

4 施行日

公布の日

秦野市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則制定案のあら
まし

1 休業の承認の申請手続

条例第 5 条第 1 項の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、休業を始めようとする日の 1 か月前までに行うものとする。

2 職務復帰

配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、その配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰する。

3 人事異動通知書の交付

次に掲げるときは、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならないこと。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認するとき
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認するとき
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したとき
- (4) 職員の配偶者同行休業の承認を取り消したとき

4 配偶者同行休業に伴う任期付採用又は臨時的任用に係る人事異動通知書の交付

次に掲げるときは、職員に対して人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 条例第 10 条第 1 項の規定により、任期を定めて職員を採用したとき
- (2) 条例第 10 条第 1 項の規定により、任期を定めて採用された職員の任期を同条第 2 項の規定により更新したとき
- (3) 任期の満了により前 2 号の職員が退職したとき

5 昇給日

条例第 11 条第 1 項の規則で定める日は、秦野市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（（昭和 40 年規則第 27 号）第 10 条に規定する昇給日とする。